上智大学大学院学則

第１章　総則

（設置）

第１条　上智大学学則第５条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」（以下「本大学院」という。）と称する。

（課程）

第２条　本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

（標準修業年限）

第３条　博士課程の標準修業年限を５年、修士課程の標準修業年限を２年とする。

２　博士課程は、これを前期２年及び後期３年の課程に区分し、前期２年の課程を博士前期課程、後期３年の課程を博士後期課程（以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。）という。

３　前項の規定にかかわらず、職業を有していることにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、学長の決定により、その履修を博士前期課程及び修士課程では「長期履修学生」として３年まで認めることができる。

４　第３項の長期履修学生に関する事項は、別に定める。

５　前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

６　法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の標準修業年限は３年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（法学既修者）については、３０単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、１年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮できることとする。

（在学期間の上限）

第３条の２　本大学院の在学期間は、休学期間を除き９年を限度とし、前期課程及び修士課程においては４年、後期課程においては５年の期間を、それぞれ超えることができない。

２　前項にかかわらず、次の各号の全てに該当する者の本学に在学する期間は、前期課程及び修士課程においては４年３ヶ月、後期課程においては５年３ヶ月を超えることができない。

（１）第33条の２に定める学期（セメスター）末の時点において在学年数が、前期課程及び修士課程においては３年９ヶ月、後期課程においては４年９ヶ月である者。

（２）第21条及び第21条の２に定める修了に必要な要件を満たしていない者。

３　専門職学位課程については、別に定める。

（クォーターの計算方法）

第３条の３　第３条の修業年限、第３条の２の在学期間及び第２８条の休学期間を算定するにあたっては、クォーターは３ヶ月と計算する。

（課程の目的）

第４条　本大学院は、カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマニズムを基盤とした能力を養うことを目的とする。

２　博士課程は、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

３　前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

４　専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（教育研究活動の質保証）

第４条の２　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、絶えず教育研究活動の質の改善・向上に取り組むものとする。

２　教育研究活動の質保証に関する事項については、別に定める。

３　自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

４　前三項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

（ファカルティ・ディベロップメント）

第４条の３　本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

２　ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

（研究科及び専攻）

第５条　本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科（第５条の２に定める研究科等連係課程実施基本組織（以下「連係基本組織」という。）を含む。以下同じ。）を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
哲学研究科	哲学専攻	後期課程
文学研究科	哲学専攻	
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
	文化交渉学専攻	
実践宗教学研究科	死生学専攻	
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
	看護学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
言語科学研究科	言語学専攻	
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
	国際協力学専攻	修士課程
理工学研究科	理工学専攻	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	
応用データサイエンス学位プログラム	―	修士課程

ただし、哲学研究科哲学専攻については、第２６条に定める入学者の募集を停止する。

２　応用データサイエンス学位プログラムは、第５条の２に定める連係基本組織として、経済学研究科、理工学研究科及び地球環境学研究科との緊密な連係及び協力の下で実施する修士課程とする。

３　第一項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第４条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別に定める。
４　前項に規定する以外の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。
（ 研究科等連係課程実施基本組織）
第５条の２　横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本大学院に置かれる二以上の研究科（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する基本組織として、研究科相当の連係基本組織を置くことができる。
２　連係基本組織には専攻は置かないものとする。
（収容定員）
第６条　各研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻名	前期（修士）課程		後期課程		専門職学位課程		収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	合計
神学研究科	神学専攻	20	40					40
	組織神学専攻			4	12			12
	計	20	40	4	12			52
哲学研究科	哲学専攻	—	—	—	—			—
文学研究科	哲学専攻	10	20	3	9			29
	史学専攻	10	20	3	9			29
	国文学専攻	10	20	3	9			29
	英米文学専攻	10	20	3	9			29
	ドイツ文学専攻	10	20	3	9			29
	フランス文学専攻	10	20	3	9			29
	新聞学専攻	10	20	3	9			29
	文化交渉学専攻	16	32	3	9			41
	計	86	172	24	72			244
実践宗教学研究科	死生学専攻	10	20	3	9			29
総合人間科学研究科	教育学専攻	10	20	5	15			35
	心理学専攻	20	40	5	15			55
	社会学専攻	10	20	3	9			29
	社会福祉学専攻	10	20	3	9			29
	看護学専攻	9	18					18
	計	59	118	16	48			166
法学研究科	法律学専攻	20	40	4	12			52
	法曹養成専攻（法科大学院）					40	120	120
	計	20	40	4	12	40	120	172
経済学研究科	経済学専攻	15	30	2	6			36
	経営学専攻	15	30	2	6			36

	計	30	60	4	12			72
言語科学研究科	言語学専攻	33	66	5	15			81
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	15	30	6	18			48
	地域研究専攻	15	30	5	15			45
	グローバル社会専攻	30	60	3	9			69
	国際協力学専攻	10	20					20
	計	70	140	14	42			182
理工学研究科	理工学専攻	250【50】	500【50】	20	60			560【50】
地球環境学研究科	地球環境学専攻	60	120	10	30			150
応用データサイエンス学位プログラム	—	【50】	【50】					【50】
合計		638	1276	104	312	40	120	1708

備考 隅付き括弧内の数字は、第５条の２に規定する連係基本組織に、連係及び協力する研究科から活用する入学定員及び収容定員を示すものとする。

第２章　大学院委員会及び研究科委員会

（大学院委員会）

第７条　本大学院に、大学院委員会を置く。

２　本学則に別段の定めがあるものを除き、大学院委員会に関する事項については、別に定める。

第８条　削除

第９条　削除

（大学院委員会の意見具申事項）

第10条　大学院委員会は、次に掲げる大学院全般にわたる事項について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

（１）学位の授与

（２）その他学長が必要なものとして定めるもの

（研究科委員会）

第11条　各研究科に研究科委員会を置く。

２　第５条の２に規定する連係基本組織には、研究科委員会相当の運営組織として学位プログラム運営委員会を置き、本学則において「研究科委員会」には学位プログラム運営委員会を含むものとする。

３　削除

４　研究科委員会は、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

５　研究科委員会においては研究科委員長が議長にあたり、学位プログラム運営委員会においては運営委員長が議長にあたる。

６　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

（１）学生の入学及び課程の修了

（２）学位の授与

（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

７　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

８　各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

（専攻）

第12条　研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。ただし、第５条の２第１項に定める連係基本組織は除く。

２　各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

（学位プログラム運営委員長補佐）

第12条の２　連係基本組織には、学位プログラム運営委員長補佐を置く。

２　前項の学位プログラム運営委員長補佐は、前条第１項に定める専攻主任相当職とする。
（事務組織）
第13条　本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

第３章　教育方法等

（教育方法等）
第14条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。
２　研究科において教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
３　授業科目の編成は、別に定める。
４　研究指導に関する細目は、別に定める。
５　第１項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
６　第１項の授業（第２項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合を含む）を、外国において履修させることができる。
（単位の計算基準）
第15条　各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。
（指導教員）
第16条　各専攻及び連係基本組織は、所属する学生に対し、授業科目の履修に関する指導及び研究指導を行う専任教員１名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。
２　指導教員は、当該専攻及び連係基本組織に所属する専任教員のうち、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める指導教員の資格を有する教員をもってこれを充てる。
（授業科目の履修）
第17条　各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。
２　前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、８単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。
（単位認定）
第18条　各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、１０単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。
２　各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を１０単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
３　前２項の規定により修得した単位は、合計１０単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。
４　前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、４６単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。
（委託又は共同による研究指導）
第19条　各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、又は博士課程に限り当該他大学院又は研究所等と共同で、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。
２　前条第１項及び第２項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。
（教育職員免許）
第20条　教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

２　本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表に定めるところによる。

第４章　　課程の修了要件

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第21条　修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に２年以上在学し、３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。この場合の研究指導に関しては、第19条で定めた委託による研究指導も含めることができる。

２　前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

３　第１項にかかわらず、優れた業績を上げた者の在学期間については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第21条の２　本大学院における博士課程の修了は、次の各号の全てを満たすことを要件とする。

（１）大学院に５年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における標準修業年限期間を含む。）以上在学すること。

（２）３０単位以上（修士課程、前期課程又は専門職学位課程において修得した単位を含む。）を修得すること。

（３）必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。この場合の研究指導に関しては、第19条で定めた委託又は共同による研究指導も含めることができる。

２　前項第１号にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に３年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

３　第１項第１号にかかわらず、前条第３項により修士課程又は前期課程を修了した者については、大学院に、修士課程又は前期課程における在学期間に３年を加えた期間以上在学すれば足りるものとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に２年を加えた期間以上在学すれば足りるものとする。

４　第１項第１号及び第２号にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第７０条の２の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者については、大学院に３年以上在学し、所属する研究科が指定する科目（以下「指定科目」という。）の単位を修得することを要件とする。

（専門職学位課程の修了要件）

第21条の３　法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、３年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、１００単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、２年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、６４単位以上を修得することとする。

２　各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

（修了認定）

第21条の４　学長は、前三条に規定する要件を満たした者について、課程の修了を認定する。

２　修了の時期は、学期（セメスター）の終わりとする。

３　前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において別段の定めがある場合は、この限りでない。

第22条　学位論文の審査方法等については、別に定める。

第23条　学位に関する試験の方法等については、別に定める。

第５章　　学位

（学位の授与）

第24条　学長は、課程を修了した者に対し、課程に応じて博士、修士又は法務博士（専門職）の学位を授与する。

２　学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

（学位に付記する専攻分野の名称）

第25条　学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野

神学研究科	神学専攻	神学	
	組織神学専攻		神学
哲学研究科	哲学専攻		哲学
文学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
	史学専攻	史学	史学
	国文学専攻	文学	文学
	英米文学専攻	文学	文学
	ドイツ文学専攻	文学	文学
	フランス文学専攻	文学	文学
	新聞学専攻	新聞学	新聞学
	文化交渉学専攻	文学	文学
実践宗教学研究科	死生学専攻	文学	文学
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学
	心理学専攻	心理学	心理学
	社会学専攻	社会学	社会学
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学
	看護学専攻	看護学	
法学研究科	法律学専攻	法学	法学
	法曹養成専攻 （法科大学院）	法務博士（専門職）	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学
	経営学専攻	経営学	経営学
言語科学研究科	言語学専攻	言語学	言語学
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論
	地域研究専攻	地域研究	地域研究
	グローバル社会専攻	比較日本研究	比較日本研究
		国際経営開発学	
		グローバル社会研究	グローバル社会研究
	国際協力学専攻	国際協力学	
理工学研究科	理工学専攻	理学	理学
		工学	工学
地球環境学研究科	地球環境学専攻	環境学	環境学
応用データサイエンス学位プログラム	—	応用データサイエンス	

２　前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

第６章　入学、進学、編入学、休学、退学及び再入学

（入学資格）

第26条　本大学院の前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）大学を卒業した者

（２）学士の学位を授与された者
（３）外国において学校教育における１６年の課程を修了した者
（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
（５）我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
（６）外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
（７）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（８）文部科学大臣の指定した者
（９）大学に３年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
（10）その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２２歳に達した者

２　後期課程に進学又は編入学することのできる者は、修士の学位、専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。

３　前項の場合において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（２）外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（３）我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
（４）国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
（５）大学等を卒業し、大学、研究所等において２年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達した者

４　第１項及び第２項に規定する入学、進学及び編入学の許可は、学長がこれを決定する。

（選抜試験）

第27条　前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

２　外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

（休学、復学及び退学の願い出）

第28条　休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

２　休学の期間は、第３３条の２第２項に定める１クォーターを単位とし博士課程通算５年を超えることができない。ただし、修士課程及び専門職学位課程においては、２年を限度とする。

３　許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

４　休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

（留年）

第28条の２　法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合又は各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

（退学及び懲戒処分）

第29条　次の各号の一に該当する者は、学長の決定により退学させる。
（１）授業料その他、学費を納入しない者
（２）第３条の２に定める在学期間の上限を超えた者
（３）成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定事由は、各研究科において、別に定める。

第29条の２　本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。
２　次の各号の一に該当する者は、退学させる。
（１）著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
（２）学内の秩序を乱した者
（３）大学の名誉を著しく毀損した者
（４）その他本学に在学させることが不適当と認められた者
３　前二項の処分は、学長が行う。
４　前三項に定めるもののほか、学生の処分に必要な事項は別に定める。
（再入学）
第30条　本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。
２　再入学の願いが出た場合は、学長はこれを許可することができる。
（入学時期）
第31条　本大学院の入学時期は、学期（セメスター）の初めとする。
２　入学できる学期（セメスター）については、研究科又は専攻ごとに個別に定める。
（在学期間）
第32条　　削除

第７章　　学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）
第33条　学年は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。
第33条の２　学期（セメスター）は、学年を分けて、春学期及び秋学期とし、それぞれの始期及び終期は次のとおりとする。
春学期　４月１日から９月20日まで
秋学期　　９月21日から翌年３月31日まで
２　前項に定める各学期（セメスター）を二つの期間（以下「クォーター」という。）に分け、春学期のクォーターを第１クォーター及び第２クォーターとし、並びに秋学期のクォーターを第３クォーター及び第４クォーターとする。
３　前項のクォーターの始期及び終期については、第１項に定めるものを除き、学長が定める。
第33条の３　授業休業日は、次のとおりとする。
ただし、第５号から第７号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（３）創立記念日（11月１日）
（４）聖ザビエルの祝日（12月３日）
（５）春期休業
（６）夏期休業
（７）冬期休業
２　学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。
３　学長は必要に応じ、第１項各号に定める授業休業日を、授業日(補講日及び集中講義期間を含む)とすることができる。

第８章　交換留学生、委託聴講生、聴講生及び研究生

（交換留学生）
第34条　本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。
（委託聴講生）
第35条　本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、委託聴講生の受け入れを許可することができる。
（聴講生）
第36条　本大学院の特定の授業科目について聴講を願い出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

２　聴講生に関する事項は、別に定める。
（科目等履修生）
第36条の２　本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。
２　科目等履修生に関する事項は、別に定める。
（研究生）
第37条　本大学院において特定事項の研究を願い出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。
２　研究生に関する事項は、別に定める。

第９章　入学納付金及び授業料等納付金

（入学手続）
第38条　本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別に定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。
（授業料等納付金）
第39条　本大学院在学生は、別に定める授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。
２　休学、留学等の授業料等納付金については、別に定める。

第10章　　その他

（規定の準用）
第40条　本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定（ただし、第１９条の２第３項を除く）を準用する。
（臨床心理相談室の設置 ）
第41条　本大学院に、臨床心理相談室を置く。

第11章　　削除

附　則

この学則は、昭和50年４月１日から改正、昭和51年４月１日から施行する。
〔大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）改正〕

附　則

１　この学則は、昭和53年４月１日から改正、施行する。
２　理工学研究科生物科学専攻は、第２条の規定にかかわらず当分の間これを修士課程とし、前期課程に関する規定を準用する。

附　則

１　この学則は、昭和54年４月１日から改正、施行する。
２　外国語学研究科比較文化専攻は、第２条の規定にかかわらず当分の間これを修士課程とし、前期課程に関する規定を準用する。

附　則

この学則は、昭和55年４月１日から改正、施行する。
〔条文整理〕

附　則

この学則は、昭和56年４月１日から改正、施行する。
〔理工学研究科生物科学専攻を博士課程とし、修士課程は廃止〕

附　則

この学則は、昭和59年10月１日から改正、施行する。
〔条文整理〕

附　則

この学則は、昭和60年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、昭和61年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、昭和62年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、昭和63年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成元年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成元年10月１日から改正、施行する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成３年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

１　この学則は、平成４年４月１日から改正、施行する。ただし、第25条の規定は平成３年７月１日以降の修了者について遡及適用する。
２　文学研究科心理学専攻は、第２条の規定にかかわらず当分の間これを修士課程とし、前期課程に関する規定を準用する。
〔心理学修士課程設置〕
〔学費改定〕
〔大学院設置基準の一部を改正する省令（平成３年文部省令第25号）〕

附　則

この学則は、平成５年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕
〔大学院設置基準の一部を改正する省令（平成３年文部省令第25号）〕

附　則

この学則は、平成６年４月１日から改正、施行する。
〔文学研究科心理学専攻を博士課程とし、修士課程は廃止〕
〔同修士課程在籍者全員を博士前期課程に移籍する。〕

附　則

この学則は、平成７年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕
〔条文整理〕

附　則

１　この学則は、平成８年４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第18条の適用については、なお従前の例による。
〔理工学研究科博士前期課程機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、物理学専攻の入学定員及び収容定員変更〕
〔入学前既修得単位の認定、科目等履修生〕

附　則

この学則は、平成９年４月１日から改正、施行する。
〔外国語学研究科地域研究専攻設置〕
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成10年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成11年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成12年４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、平成13年４月１日から改正、施行する。
〔入学資格の追加〕
〔学年、学期及び休業日の追記〕
〔学費改定〕

附　則

この学則は、2002年（平成14年）４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、2003年（平成15年）４月１日から改正、施行する。
〔学費改定〕

附　則

この学則は、2004年（平成16年）４月１日から改正、施行する。
〔法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）設置〕
〔学費改定〕

附　則

この学則は、2005年（平成17年）４月１日から改正、施行する。
１　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔総合人間科学研究科設置〕

〔地球環境学研究科設置〕
〔学費改定〕

附　則

この学則は、2006年（平成18年）４月１日から改正、施行する。
１　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔グローバル・スタディーズ研究科設置〕
〔外国語学研究科博士前期課程言語学専攻の入学定員及び収容定員変更〕
〔収容定員の表記を年次進行制の算定方式に変更〕
〔学費改定〕

附　則

１　この学則は、2007年（平成19年）１月１日から改正し、2007年(平成19年)４月１日から施行する。
〔ファカルティ・ディベロップメントにかかる活動の実施〕
〔研究科の目的の明示〕

附　則

１　この学則は、2007年（平成19年）４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔経済学研究科経営学専攻設置〕
〔セメスター制導入に伴う学期名称の変更〕
〔授業休業日及び臨時授業日に関する条文改正〕
〔学費改定〕
〔文学研究科教育学専攻博士前期課程及び社会学専攻博士前期課程廃止〕

附　則

１　この学則は、2008年（平成20年）４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔理工学研究科理工学専攻設置〕
〔文学研究科心理学専攻博士前期課程廃止〕
〔外国語学研究科国際関係論専攻博士前期課程廃止〕
〔外国語学研究科比較文化専攻修士課程廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔春学期の終期及び秋学期の始期の変更に伴う条文改正〕
〔学費改定〕
〔授業料納付金の取扱いの変更〕

附　則

１　この学則は、2008年（平成20年）９月21日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔外国学研究科地域研究専攻博士前期課程廃止〕

附　則

１　この学則は、2009年（平成21年）４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔大学院入試業務移管に伴う大学院委員会組織の変更〕
〔学費改定〕
〔理工学研究科機械工学専攻博士前期課程廃止〕
〔理工学研究科電気・電子工学専攻博士前期課程廃止〕
〔理工学研究科応用化学専攻博士前期課程廃止〕
〔理工学研究科化学専攻博士前期課程廃止〕
〔外国語学研究科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の変更〕

附　則

1　この学則は、2009年（平成21年）９月21日から改正、施行する。
2　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔理工学研究科物理学専攻博士前期課程廃止〕

附　則

1　この学則は、2010年（平成22年）４月１日から改正、施行する。
2　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔地球環境学専攻における秋入学の導入に伴う入学時期の変更〕
〔専門職学位課程の進級・修了要件の変更〕
〔条文の整理〕
〔理工学研究科数学専攻博士前期課程廃止〕

附　則

1　この学則は、2011年（平成23年）４月１日から改正、施行する。
2　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔文学研究科文化交渉学専攻の設置〕
〔総合人間科学研究科看護学専攻の設置〕
〔理工学研究科生物科学専攻博士前期課程廃止〕
〔理工学研究科応用化学専攻博士後期課程の廃止〕
〔理工学研究科化学専攻博士後期課程の廃止〕
〔理工学研究科物理学専攻博士後期課程の廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔大学院委員会組織の変更〕
〔学費改定〕

附　則

1　この学則は、2011年（平成23年）９月21日から改正、施行する。

附　則

1　この学則は、2012年（平成24年）４月１日から改正、施行する。
2　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔理工学研究科数学専攻博士後期課程廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔大学院委員会組織の変更〕
〔学費改定〕

附　則

1　この学則は、2012年（平成24年）９月21日から改正、施行する。
〔総合人間科学研究科社会福祉学専攻における長期履修制度導入〕

附　則

1　この学則は、2013年（平成25年）４月１日から改正、施行する。
〔外国語学研究科国際関係論専攻後期課程の廃止〕
〔理工学研究科電気・電子工学専攻後期課程の廃止〕
〔理工学研究科生物科学専攻後期課程の廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔入学時期の変更〕
〔学費改定〕

附　則

1　この学則は、2013年（平成25年）９月21日から改正、施行する。

｛理工学研究科機械工学専攻後期課程の廃止｝

附　則

１　この学則は、2014年（平成26年）４月１日から改正、施行する。
〔文学研究科社会学専攻後期課程の廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻後期課程における授与学位の追加〕

附　則

１　この学則は、2015年（平成27年）４月１日から改正、施行する。
〔文学研究科教育学専攻後期課程の廃止〕
〔経済学研究科経済制度・組織専攻後期課程の廃止〕
〔外国語学研究科地域研究専攻後期課程の廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔学費改定〕
〔退学及び懲戒処分に関する条文整理〕
〔学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）
および学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令
（平成26年文部科学省令第25号）に伴う改正〕

附　則

１　この学則は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第25条の適用については、なお従前の例による。
〔文学研究科哲学専攻の設置〕
〔実践宗教学研究科死生学専攻の設置〕
〔外国語学研究科の名称変更〕
〔収容定員の変更〕
〔総合人間科学研究科看護学専攻における長期履修制度導入〕
〔学費改定〕
〔授業科目の編成を別に定めることに伴う別表第２の削除並びに別表第３及び別表第４の繰上げ〕

附　則

この学則は、2017年（平成29年）４月１日から改正、施行する。
〔文学研究科心理学専攻後期課程の廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔学費改定〕
〔大学院委員会に関する条文の一部改正及び削除〕
〔指導教員及び研究指導に関する条文の整理及び一部改正〕
〔特別聴講生の名称変更〕

附　則

この学則は、2018年（平成30年）４月１日から改正、施行する。
〔実践宗教学研究科死生学専攻後期課程の設置〕
〔収容定員の変更〕
〔実践宗教学研究科死生学専攻における長期履修制度導入〕
〔研究科委員会の議長の選任方法の変更〕
〔入学資格の変更〕
〔学費改定〕

附　則

１　この学則は、2019年（平成31年）４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第21条の３の適用については、なお従前の例による。
〔在学年数の変更〕
〔収容定員の変更〕
〔授業方法の追加〕

〔共同による研究指導の追加〕
〔修了要件の変更〕
〔セメスター・クォーター併用制導入に伴う条文の整理及び一部改正〕
〔学費改定〕

附　則

この学則は、2020年（令和2年）４月１日から改正、施行する。
〔哲学研究科哲学専攻前期課程の廃止〕
〔収容定員の変更〕
〔研究科、専攻において取得できる教員免許状の種類の変更〕
〔入学納付金及び授業料等納付金を別に定めることに伴う別表第3の削除〕

附　則

１　この学則は、2021年（令和3年）４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第21条の３の適用については、なお従前の例による。
〔グローバル・スタディーズ研究科国際協力学専攻の設置〕
〔収容定員の変更〕
〔専門職学位課程の修了要件〕
〔研究科、専攻において取得できる教員免許状の種類の変更〕

附　則

この学則は、2021年（令和３年）12月１日から改正、施行し、2021年（令和３年）4月１日から適用する。
〔グローバル・スタディーズ研究科国際協力学専攻における長期履修制度導入〕

附　則

１　この学則は、2022年（令和４年）４月１日から改正、施行する。
２　この改正前の学生に係わる第21条の３の適用については、なお従前の例による。
〔上智大学大学院長期履修学生規程に定めることに伴う長期履修制度の対象となる専攻の削除
〔課程の目的の改正〕
〔教育研究活動の質保証に関する規定の追加〕
〔収容定員の変更〕
〔専門職学位課程の単位認定〕
〔専門職学位課程の修了要件〕
〔研究科、専攻において取得できる教員免許状の種類の変更〕

附　則

この学則は、2023年（令和５年）４月１日から改正、施行する。

〔長期履修制度に関する条文改正〕
〔研究科等連係課程実施基本組織の設置（研究科の定義への追加、連係基本組織設置に関する条文追加、学位プログラム運営委員会・学位プログラム運営委員長補佐に関する条文追加、指導教員に関する条文改正）〕
〔応用データサイエンス学位プログラムの設置〕
〔修了時期に関する条文の追加〕
〔入学時期に関する条文改正〕
〔臨床心理相談室の設置〕
〔研究科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的を別に定めることに伴う別表第1の削除〕
〔別表第１の削除に伴う別表第２の名称変更〕
〔研究科、専攻において取得できる教員免許状の種類にかかる別表中の「哲学研究科」の削除及び免許教科の順の変更〕

別表

別表
研究科、専攻において取得できる教員免許状の種類

研　究　科	専　　攻	教員の免許状の種類	免許教科
神学研究科	神学専攻	中学校教諭専修免許状	社　　会
		中学校教諭専修免許状	宗　　教
		高等学校教諭専修免許状	公　　民
		高等学校教諭専修免許状	宗　　教
文学研究科	哲学専攻	中学校教諭専修免許状	社　　会
		高等学校教諭専修免許状	公　　民
	史学専攻	中学校教諭専修免許状	社　　会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	国文学専攻	中学校教諭専修免許状	国　　語
		高等学校教諭専修免許状	国　　語
	英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英　　語
		高等学校教諭専修免許状	英　　語
	ドイツ文学専攻	中学校教諭専修免許状	ドイツ語
		高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
	フランス文学専攻	中学校教諭専修免許状	フランス語
		高等学校教諭専修免許状	フランス語
	新聞学専攻	高等学校教諭専修免許状	公　　民
総合人間科学研究科	教育学専攻	中学校教諭専修免許状	社　　会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公　　民
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公　　民
	社会学専攻	高等学校教諭専修免許状	公　　民
	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福　　祉
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公　　民
		高等学校教諭専修免許状	商　　業
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商　　業
言語科学研究科	言語学専攻 （英語コース）	中学校教諭専修免許状	英　　語
		高等学校教諭専修免許状	英　　語
	（ドイツ語コース）	中学校教諭専修免許状	ドイツ語
		高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
	（フランス語コース）	中学校教諭専修免許状	フランス語
		高等学校教諭専修免許状	フランス語
	（イスパニア語コース）	中学校教諭専修免許状	イスパニア語
		高等学校教諭専修免許状	イスパニア語
	（ロシア語コース）	中学校教諭専修免許状	ロシア語
		高等学校教諭専修免許状	ロシア語
	（ポルトガル語コース）	中学校教諭専修免許状	ポルトガル語
		高等学校教諭専修免許状	ポルトガル語
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	中学校教諭専修免許状	社　　会
		高等学校教諭専修免許状	公　　民
理工学研究科	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数　　学
		中学校教諭専修免許状	理　　科
		高等学校教諭専修免許状	数　　学
		高等学校教諭専修免許状	理　　科
		高等学校教諭専修免許状	工　　業
		高等学校教諭専修免許状	情　　報

注　上記一覧にない研究科・専攻は教職課程認定を受けていないため、本学で免許取得はできない。